第２章　第 11 次計画の評価の考え方

第 12 次交通安全基本計画（以下「第 12 次計画」）の作成に向けて、第 11 次計画の評価を以下のとおり実施した。

第 11 次計画の「重視すべき視点」のうち「高齢者及び子供の安全確保」、「歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」並びに「生活道路における安全確保」を含めた様々な観点からの交通事故に関する「横断的な分析（第３章）」を実施した。

そのうえで、「重点施策及び新規施策の評価（第４章）」として、各施策の「資源」、「実績」及び「効果」について関係を論理的に組み立て評価を実施するとともに、「重視すべき視点」である「高齢者」、「子供」、「歩行者」、「自転車」、「生活道路」の各視点の交通事故死者数等の削減に寄与する施策についてロジックモデルを用いて体系的に整理を試みた。

「新規施策及び重点施策」以外の施策については、「その他の施策の評価（第５章）」として、主に施策の「実績」を定量的に把握し、評価を実施した。

さらには、「重視すべき視点」のうち「先端技術等の活用推進の評価（第６章）」として、先端技術等の活用推進に向けた施策を整理したうえで、各先端技術等の普及状況や活用による事故減少に向けた取組を評価するとともに、「きめ細かな対策・地域一体の対策の評価（第７章）」として、各都道府県を通じて、各地域のきめ細かな対策・地域一体の対策の事例を収集し、評価を実施した。

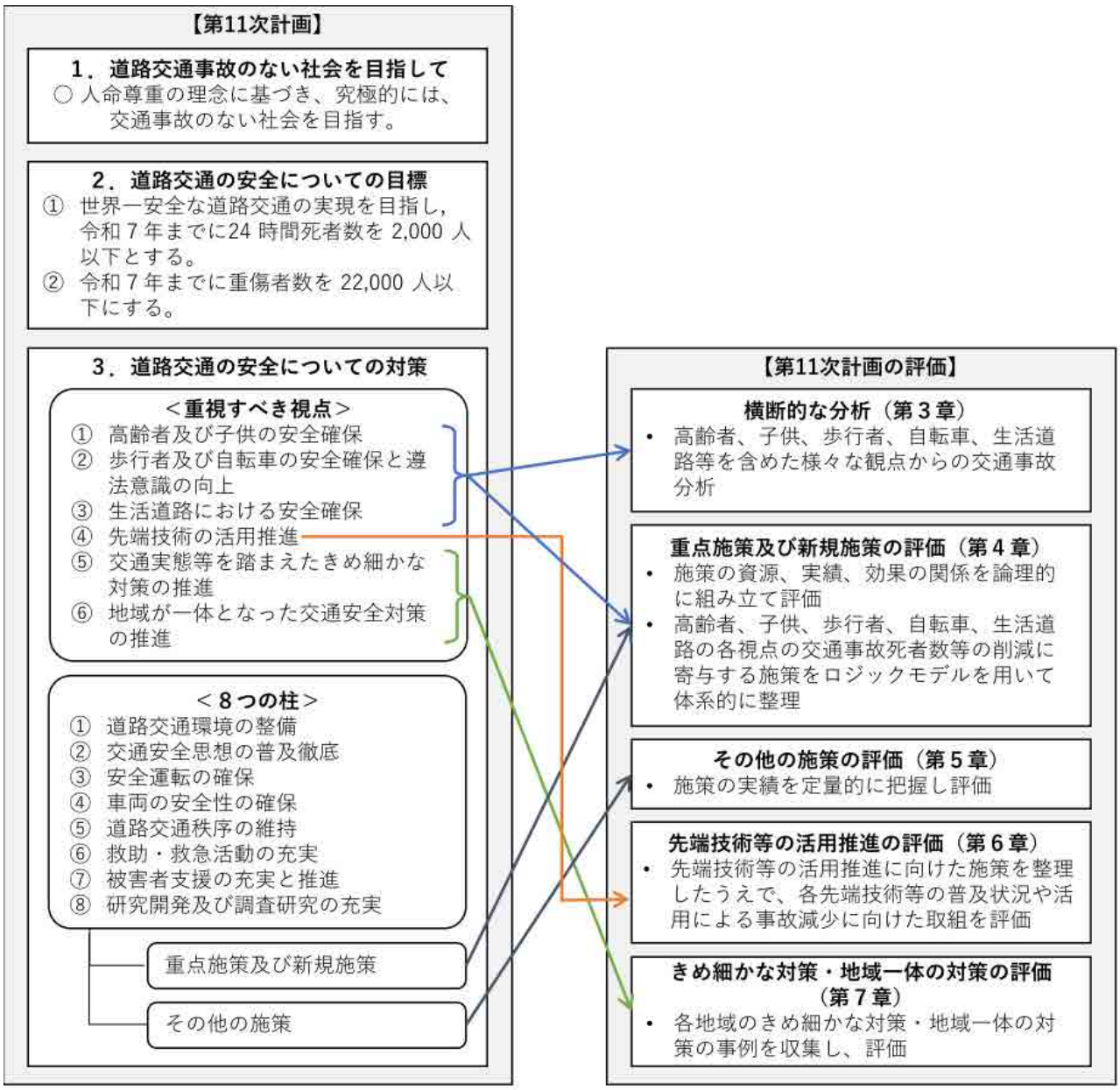

なお、本評価では可能な限り人口当たりの交通事故死者数、重傷者数等を用いて評価しているが、新型コロナウイルス感染症の流行による外出率の変化や少子高齢化などの環境変化の影響をすべて考慮できているわけではない。特に新型コロナウイルス感染症の流行が収束後の交通事故死者数の推移については今後数年の推移を注視する必要がある。